

## 電気工事業の届出手続きについて（変更）

届出電気工事業の変更手続きには、下記の書類が必要です。

### 届出電気工事業者変更届一覧

	No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
変更事項		個人氏名・法人名称	個人住所・法人所在地	営業所名称	営業所所在地	電気工事の種類	主任電気工事士又は工事士資格	法人代表者	営業所増設	組織変更	建設業許可更新	届出行政庁変更
必要書類等												
電気工事業に係る変更届出書（様式第19）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
誓約書・雇用証明書							○	○	○	○		
主任電気工事士実務経験証明書							★		★			
備付器具調書						○			○			
標識仕様書		○		○		○	○	○	○	○		
主任電気工事士の電気工事士免状原本						○	○		○			
建設業許可通知書の写し											○	
建設業許可変更届出書		○	○	○	○			○	○	○		
現在所持する届出受理通知書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

### 注意事項

※主任電気工事士が第一種電気工事士である場合は、実務経験証明書（★印）は省略できます。

※届出電気工事業者の場合、「申請者の住民票・登記事項証明書」に代わり「建設業許可変更届出書」（写）を使用します。そのため、「建設業許可変更届出書」（写）が必要な変更事項については、その手続きが終了して（変更届出書が受理されて）からの手続きとなります。

※「法人設立」・「事業の譲渡・承継」「相続」「合併」「分割」の際の変更手続きは、届出電気工事業者の場合はすべて「新規届出」の手続きが必要です。

※手数料はすべて無料です。

No.1	「株式会社〇〇→株式会社××」等、同一法人組織内での名称変更です。
No.4	移転先が県外の場合は変更手続きではなく、移転先の手続きが必要です。
No.5	「一般用電気工事→一般用及び自家用電気工事」又はその逆の場合のみです。
No.6	電気工事士資格のみの変更の場合、「誓約書・～」 「実務経験証明書」は省略できます。
No.8	市(町村)内に増設する場合のみです。
No.9	「有限会社〇〇→株式会社〇〇」等、法人組織間の変更のみです。
No.10	建設業許可は5年ごとに更新手続きがあります。期限切れで建設業許可が「新規」扱いになった場合は電気工事業も「新規届出」扱いになります。
No.11	市(町村)から国等に行政庁が変更になった場合です。逆に国等から市(町村)に行政庁が変更になった場合は添付書類等が異なります。